

Q1 「論パ」は誰がどうやって作っているのですか?

A 司法試験に合格した
LEC専任スタッフの指揮のもとで、
1問あたり約3週間で制作しています。
ぜひ、制作工程をご覧ください!



Process 1

過去問を分析し、出題可能性のある論点・分野の研究

「問題」、「出題趣旨」、「採点実感」を読み込んで、既出・未出論点を徹底的に分析します。出題形式・問題の内容(現場指向型・判例分析型)等、本試験の傾向と対策を踏まえた上で、今後出題可能性のある論点・分野を研究します。



Process 2

数多くの問題の中から良問を厳選

「論パ」は、一昨年以前に実施した答練・模試の問題の中から厳選した問題を使用します。その過程で、「既に本試験で出題された問題」等、今後出題可能性の低い問題が除外され、「論パ」にふさわしい良問が選び出されます。

特集 論パ

論文パー のすべて

論パを受けて点数が悪かったら

50

形式面と内容面を精査し、
採点表・参考答案・解説レジュメ
の作成

まず、形式面の精査として、体裁チェックをします。具体的には、「問題文のインデント」、「一行あたりの文字数」、「会話文の中の敬称の有無」等の修正・訂正をします。これらは毎年変わるので、修正・訂正を重ねることで問題文の

アリアティを向上させます。次に、内容面の精査として、「法改正の反映」、「近年の出題傾向・出題趣旨・採点実感の反映」、「最新の基本書・判例との整合性」等をチェックします。例えば、事案は適切であっても、最新判例を考慮すると配点が不適切である場合は、配点を修正し、それに伴って採点表を修正します。もちろん、参考答案も書き直します。

Process 4

最終チェック

最後に、「てにをは」や条文数等の確認、いわゆる文字校正を行います。Process ③と④は複数人で繰り返しチェックし、問題の質を向上させます。

Q2 「問題」を再利用するのってどうなの? どんな「問題」なの?

A 直近の傾向に合わせて一から作り直しているので、最高品質の問題を提供します!

過去の問題を右から左に流しているわけではありません! 「論パ」のベースとなる問題は過去の答練・模試で出題した問題ですが、「論パ」は、数ある問題の中から厳選した良問をベースにして、直近の過去問の傾向を反映させるために問題・採点表・解説レジュメ等をすべて一から作り直しています。ですから、「論パ」は、最新の司法試験の傾向に完全に対応

しています。また、一度出題した問題を使用することによって、問題点を改善・修正することができます。それにより品質の高い問題となり、司法試験の質に近づけることができます。

LECが過去の答練・模試で出題した問題を使用する最大のメリットは、「受講生により質の高い問題を提供できる」という点にあります。

Q3 採点表が変わったらしいけど、どう変わったの?

A 採点表は答練の命!
一点一点の稼ぎ方を習得できる!

従来の採点表は採点者の裁量を重視しそうで、受講生にとって「書くべきことがわからない採点表」でしたが、**今回から採点表を精緻化することで「書くべきことがわかる採点表」に変更しました**。この変更によって、採点者間の評価のブレがなくなり統一的・平均的な評価が可能になり、受講者は他の受講者と比較して自分の実力をより正確に把握することができるようになりました。また、規範やあてはめに細かく点数が振られているので、受講者はどこに点数があったのか(なかったのか)を理解することができ、効果的・効率的な学習をすることができるようになりました。

「論パ」の受講生の方々に注意して頂きたいことは、新しい採点表のもとでは、「あてはめで事実を列挙しただけでは十分な点数は取れない」ので、「規範との対応関係を意識して事実を論理的に書くこと」を心がけてください!

同じ問題の新旧採点表を比較すると、評価すべきあてはめの事実が記載され、「乙の罪責」の項目が約2倍になり、採点表が精緻化されていることが分かります。

下記のQRコードを読み取って、実物の採点表をご覧ください。



新・採点基準

% OFF 「苦手科目克服サービス!」は55ページへ

LEC・論文パック答練・実戦編・別章添・添2回・第1回

採点基準

* 採点表に記載がない学説をベースに論じている場合であっても、論理的に論述されれば、評価対象とします。

* 事実の評価が重要なものについては、評価まで十分にできた場合の最高点を「配点」として記載しています。

第1 乙の罪責		配点
1 丙を木刀で殴打した行為について		(22)
(1) 傷害罪 (24条) の既遂の検討		2
(2) 正当防衛 (36条1項) の成立		13
ア 「急迫の正の危険」の要件の検討 イ 「妨害するため」の要件の検討 ウ 「むちを握りました」の要件の検討		2
(3) 過剰防衛 (36条2項) の成否の検討		2
丙を本件過失に連坐して受け入れないようにした行為について		10
監禁罪 (22条) の成否の検討		2

採点基準

* 採点表に記載がない学説をベースに論じている場合であっても、論理的に論述されれば、評価対象とします。

* 事実の評価が重要なものについては、評価まで十分にできた場合の最高点を「配点」として記載しています。

第1 乙の罪責		配点
1 丙を木刀で殴打した行為について		(22)
(1) 傷害罪 (24条) の既遂の検討		2
ア 「急迫の正の危険」の要件の検討		13
イ 「妨害するため」の要件の検討		5
(2) 以下の事実を踏まえて、乙に防衛の意思が認められるか否かについて過剰に検討している		2
ア 乙が丙から暴力を振られたことに怒りを感じていること		1
乙がこれまでにはやられてしまつうと考へて反撃を決意したこと		2
ウ 「やむを得ずでした」の意思を過剰に示している		6
(3) 「やむを得ずでした」の意思を過剰に示しているか否かについて過剰に検討している		1
ア 以下の事実を踏まえて、乙の行為が「やむを得ずでした」といえるか否かについて過剰に検討している		5
イ 丙が刃物で攻めてきた		1
乙がそれを防ぐために刃物を用いていること		2
丙がそれを刃物で攻めていた		1
乙が少しだけから差し込んでやめようとした		1
乙が自分の刃物及び差し込み		1
2 丙を本件過失に連坐込んで受け入れないようにした行為について		2
監禁罪 (22条) の成否について過剰に検討している		2
3 裁判		1
過剰に権限代理をしている		1

2倍